

りゅーとぴあのレジデンシャル制度について

1 レジデンシャル制度構築の背景

りゅーとぴあでは、平成 16 年から劇場専属舞踊団「Noism Company Niigata」を設立し、事業に取り組んできました。令和元年に実施した「劇場専属舞踊団検証会議」において、レジデンシャルの仕組みの見直しも必要との意見を得たことと併せ、長期間に渡って事業を実施するなかで、市とりゅーとぴあの指定管理者である公益財団法人新潟市芸術文化振興財団の役割分担が不明確になるなど、様々な課題が顕在化していました。これらのことから、レジデンシャルの仕組みが持続的に発展・成熟し、市民に広く支持されるとともに、国内他館に波及する制度となることを目指し、新たに制度として明文化したものです。

2 りゅーとぴあのレジデンシャル制度とは

芸文財団が実施主体となり、専属契約を締結したアーティストが本市に居住しながら、活動目標の実現に向けて、りゅーとぴあを拠点に年間を通して創造活動等を行い、創造された舞台芸術作品をりゅーとぴあ及び国内外において公演等を行うとともに、市民の文化芸術活動の振興に貢献する継続的な取り組みをいいます。

3 レジデンシャル制度の概要 ※詳細は別紙のとおり

◆ 活動目標及び基本方針の設定

時代の流れや変化を反映し、改めて活動目標及び基本方針を整理しました。

◆ 市及び芸文財団の果たす役割

市と芸文財団の役割分担を明確に定めました。

◆ 芸術監督の任期及び上限年数

芸術監督の任期は1期5年以内とし任期の更新は1回、2期10年を上限とします。

◆ 活動の評価方法

アウトカム指標を定め、1年ごとに外部有識者からの意見を聴取しながら活動状況 の評価を行い、結果を公表します。

◆ 芸術監督の任期更新の判断方法

3年間の活動評価を踏まえ、4年目(最終年の1年以上前)に、市及び外部有識者からの意見を参考に芸文財団で決定します。

なお、8年目に次期芸術監督の選定を行います。

【問い合わせ先】

文化スポーツ部文化政策課

担当 工藤・山際

電話 025-226-2560 (直通)

りゅーとぴあのレジデンシャル制度について

1 りゅーとぴあのレジデンシャル制度とは

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団が実施主体となり、専属契約を締結したアーティストが本市に居住しながら、活動目標の実現に向けて、りゅーとびあを拠点に年間を通して創造活動等を行い、創造された舞台芸術作品をりゅーとびあ及び国内外において公演等を行うとともに、市民の文化芸術活動の振興に貢献する継続的な取り組みをいう。

2 レジデンシャル制度により期待できる効果

「アーティストが本市に居住している」ことにより様々な効果が期待できる。

- 市民との日常的な交流が生まれ、豊かな感性や創造力が育まれる。
- 作品等への国内外からの評価の高まりを通して、市民のシビックプライドが醸成される。
- ・ 福祉や教育などの他分野からの求めに柔軟に対応でき、より充実した協働事業が可能となる。
- ・ 地域で活動する様々な人材等に創造活動への関わりが生まれ、それらの方々の成長・発展につながる。
- ・ 文化芸術に携わるクリエイティブな人材やベンチャー企業等の集積が期待できる。
- ・ 地方都市が舞台芸術作品の創造・発信を行うことは、首都圏に過度に依存しない文化振興につながる。

3 レジデンシャル制度の活動目標

りゅーとぴあが長年培ってきた経験知や文化芸術関係者や団体との関係性を生かした質の高い舞台芸術作品の創造・発信による「プレゼンスの向上」と、市民との交流や舞台芸術の普及啓発、次代を担う人材育成などの「市民の文化芸術活動への支援」を車の両輪として取り組んでいく。

また、併せて、国内他館との交流や本市の舞台芸術活動を支える人材等の活用と育成を通じて、地方都市から舞台芸術を創造発信する取り組みの「全国の劇場・音楽堂への波及」を推進する。

| 活動目標 | 基本方針 |
|---------------------------|------------------------|
| りゅーとびあ及び新潟市のプレゼンスの向上 | ・質の高い舞台芸術作品の創造・発信 |
| | ・新潟市独自の多様な文化を活用 |
| 市民の文化芸術活動への支援と新たな鑑賞者の増加 | ・市民や地元の様々な団体等との交流・連携 |
| | ・舞台芸術の普及・啓発・人材の育成 |
| 地方都市から舞台芸術を創造・発信する取り組みの波及 | ・国内他館との協力関係の構築 |
| | ・舞台芸術に携わるクリエイティブ人材等の活用 |

4 新潟市、財団の役割分担

市及び財団の果たす役割を明確にし、協力して制度の効果が多方面にもたらされるよう取り組む。

| | ・活動目標・基本方針の設定 |
|-----------------|-----------------------|
| 新潟市 | ・活動拠点及び活動費用の一部を継続的に支援 |
| | ・市の施策への有効活用 |
| (公財)新潟市芸術文化振興財団 | ・制度の枠組みを市と協議の上決定 |
| | ・制度に基づくレジデンシャル事業の実施 |

5 活動形態等

- 芸術監督の任期
 - **1期5年以内**(これまでは1期3年)
- 芸術監督の上限年数

2期10年を上限(これまでは設定なし)

● 1年ごとの活動評価

アウトカム指標を定めたうえで、1年ごとに財団による自己評価を行った後、外部有識者からの意見 聴取を経て活動評価を行い、結果を公表します。(これまではアウトプットにより評価)

● 評価指標の設定

アウトカム指標を定める。(これまではアウトカム指標の設定なし)

● 芸術監督の任期更新の判断方法

3年間の活動評価を踏まえ、4年目(最終年の1年以上前)に、市及び外部有識者からの意見を参考に芸文財団で決定。なお、8年目に次期芸術監督の選定を行う。



● レジデンシャル制度の見直し

制度を持続的に発展・成熟させるために、制度そのものの成果と課題について定期的に検証を行い、改善を図る。

